



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部  
総務監察課法制文書室

定期第 8 0 0 号 令和 7 年 3 月 1 1 日 発行

## 目 次

は県例規集登載

### 【告示】

番 号	表 題	担当課名
1 1 8	徳島県薬物の濫用の防止に関する条例の規定に基づき薬物を指定する件	薬務課
1 1 9	歳入の収納の事務を私人に委託した件	農林水産政策課
1 2 0	解除予定保安林に関する通知を受けた件	森林土木・保全課
1 2 1	道路の区域を変更する件	高規格道路課
1 2 2	道路の供用を開始する件	同
1 2 3	都市計画事業の変更を認可した件	都市計画課 まちづくり室
1 2 4	土砂災害警戒区域を指定する件	砂防防災課
1 2 5	土砂災害警戒区域の指定を解除する件	同
1 2 6	土砂災害特別警戒区域を指定する件	同
1 2 7	土砂災害特別警戒区域の指定を解除する件	同
1 2 8	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による工事が完了した件	同

### 【病院局告示】

番 号	表 題	担当課名
4	特定調達契約について一般競争入札の相手方を決定した件	

【病院局告示】

番 号	表	題	担当課名
5	特定調達契約について一般競争入札の相手方を決定した件		

【人事委員会規則】

番 号	表	題	担当課名
	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則		
	特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則		

【公安委員会規則】

番 号	表	題	担当課名
3	交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則		

徳島県告示第百十八号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十四年徳島県条例第七十二号。以下「条例」という。）第十六条第一項の規定に基づき、次の薬物を指定する。

令和七年三月十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 薬物の名称等

- 1 化学名 (ハR)・N・N・ジエチル・六・メチル・一・「三・(トリメチルシリル)プロパノイル」・九・十・ジデヒドロエルゴリン・八・カルボキシアミド(通称 一S・LSD)及びその塩類
- 2 化学名 N・メチル・N・プロピルトリプタミン(通称 MPT、Methylpropyltryptamine)及びその塩類
- 3 化学名 五・ニトロ・二・「(四・プロポキシフェニル)メチル」・一・「二・(ピロリジン・一・イル)エチル」・一H・ベンゾ「d」イミダゾール(通称 Protonitazepynone、N・Pyrrolidino protonitazene)及びその塩類

二 指定の理由

一に掲げる物は、条例第二条第六号に掲げる薬物に該当し、かつ、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため

三 指定の効力発生の日

令和七年三月十二日

徳島県告示第百十九号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、令和六年四月一日次のとおり私人に歳入の収納の事務を委託した。

令和七年三月十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

委託した事務	委託した私人
<p>徳島県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和五十四年徳島県規則第八十四号）第一条に規定する沿岸漁業改善資金に係る償還金の収納の事務</p>	<p>北灘漁業協同組合 北泊漁業協同組合 堂浦漁業協同組合 鳴門町漁業協同組合 新鳴門漁業協同組合 里浦漁業協同組合 長原漁業協同組合 川内漁業協同組合 徳島市漁業協同組合 渭東漁業協同組合 徳島市辰巳漁業協同組合 小松島漁業協同組合 和田島漁業協同組合 阿南中央漁業協同組合 福村漁業協同組合 中林漁業協同組合 橘町漁業協同組合 椿泊漁業協同組合 阿南漁業協同組合 伊島漁業協同組合 伊座利漁業協同組合 阿部漁業協同組合 由岐漁業協同組合 木岐漁業協同組合 日和佐町漁業協同組合 牟岐東漁業協同組合 牟岐町漁業協同組合 鞆浦漁業協同組合 穴喰漁業協同組合 徳島県信用漁業協同組合連合会</p>
<p>徳島県農業改良資金貸付規則を廃止する規則（平成二十二年徳島県規則第四十五号）附則第二項に規定する農業改良資金に係る償還金の収納の事務</p>	<p>徳島県信用農業協同組合連合会 東とくしま農業協同組合 徳島県農業協同組合</p>
<p>徳島県林業改善資金貸付規則（平成十五年徳島県規則第六十七号）第二条に規定する林業改善資金に係る償還金の収納の事務</p>	<p>徳島県森林組合連合会 徳島中央森林組合 木頭森林組合 三好東部森林組合</p>

徳島県告示第百二十号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林の指定を解除する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和七年三月十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 解除に係る保安林の所在場所

三好市西祖谷山村有瀬七六七の二（国有林）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

徳島県告示第百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和七年三月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年三月十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理番号		路線名		区間		新旧の別		敷地の幅員 (メートル)		延長 (メートル)	
2 1		神山鮎喰		徳島市一宮町東丁六二四番六地先から 僧津山四番 三地先まで		旧		七・一〇・七		一九五・八	
同		同		同		新		七・一〇・七		一九五・八	
同		同		同		新		九・一〇・二		二〇〇・〇	

徳島県告示第百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和七年三月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年三月十一日

徳島県知事

後藤田

正

純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
2 1	神山鮎喰	徳島市一宮町東丁六二四番六 地先から 同 僧津山四番三地 先まで	二〇〇・〇	令和七年三月十一日

徳島県告示第百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年三月十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 施行者の名称

小松島市

二 都市計画事業の種類及び名称

徳島東部都市計画下水道事業 小松島市公共下水道

三 事業施行期間

平成十五年一月三十一日から

令和十三年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

平成十五年徳島県告示第九十二号及び平成三十年徳島県告示第八百十二号の事業地のうち、小松島市田野町字赤石南及び横須町字今開地内を削る。

2 使用の部分  
なし

徳島県告示第百二十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和七年三月十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

美波町	区域が所在する市町村		区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
	弁才天	弁才天			
	同	急傾斜地の崩壊			次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県県土整備部砂防防災課及び徳島県南部総合県民局美波庁舎に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第百二十五号

次の土砂災害警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により公示する。

令和七年三月十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

美波町	区域が所在する市町村		区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
	弁才天	弁才天			
同		急傾斜地の崩壊	次の図のとおり		

（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県県土整備部砂防防災課及び徳島県南部総合県民局美波庁舎に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第百二十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和七年三月十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

美波町	区域が所在する市町村	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
弁才天	弁才天	急傾斜地の崩壊		次の図のとおり
同				

（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県県土整備部砂防防災課及び徳島県南部総合県民局美波庁舎に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第百二十七号

次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第九項において準用する同条第四項の規定により公示する。

令和七年三月十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

美波町	区域が所在する市町村		区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
	弁才天	弁才天			
	同	急傾斜地の崩壊			次の図のとおり

（ 「次の図」は、省略し、その図面を徳島県県土整備部砂防防災課及び徳島県南部総合県民局美波庁舎に備え置いて縦覧に供する。 ）

徳島県告示第百二十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第十八条第三項の規定により、次のとおり工事が完了したことを公告する。

令和七年三月十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	特定開発行為の許可を受けた者	
	住 所	氏 名
海部郡美波町奥河内字弁才天一三二番一九並びに一三三番、二四五番一、二四五番二、二四六番、二五〇番二七及び二五〇番二八の各一部	海部郡美波町奥河内字 本村一八一	美波町長 影治 信良

徳島県病院局告示第四号

徳島県病院局財務規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第九号）第百七条の規定において例によることとされている徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について総合評価落札方式一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和七年三月十一日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

- 一 契約に係る物品等の名称及び数量  
生体情報モニタ及び手術部門システム 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
徳島県病院局経営改革課  
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 落札者を決定した日  
令和七年一月十六日
- 四 落札者の氏名及び住所  
日新器械株式会社  
徳島県徳島市応神町応神産業団地十二番一
- 五 落札金額  
一億三千五百三十万円
- 六 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日  
令和六年十二月六日

徳島県病院局告示第五号

徳島県病院局財務規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第九号）第百七条の規定において例によることとされている徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和七年三月十一日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

- 一 契約に係る物品等の名称及び数量  
調剤注射支援システム 二式
- 二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
徳島県病院局経営改革課  
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 落札者を決定した日  
令和七年一月二十四日
- 四 落札者の氏名及び住所  
日新器械株式会社  
徳島県徳島市応神町応神産業団地十二番一
- 五 落札金額  
七千二百三十八万円
- 六 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日  
令和六年十二月二十四日

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月十一日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（規則六 一四）の一部を次のように改正する。

別表第一のイ 行政職給料表等級別職務区分表中

警察署の課長

を

に改め、同別表のト公安職給料表等級別職

警察署の課長  
課長代理

務区分表中

駐在所員

駐在所員  
検問所員

駐在所長

駐在所長

検問所長

困難な業務を行う駐在所員

困難な業務を行う駐在所員

困難な業務を行う検問所員

調査官

調査官

広聴官

総括情報官

総括情報官

を

広聴官

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月十一日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（規則六 八八）の一部を次のように改正する。

別表中「三好警察署東祖谷落合駐在所」及び「三好警察署東祖谷京上駐在所」を削り、

「美馬警察署脇町清水駐在所」を

「美馬警察署脇町清水駐在所

三好警察署東祖谷駐在所」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

徳島県公安委員会規則第3号

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月11日

徳島県公安委員会委員長 岡田好史

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番等の設置に関する規則（昭和47年徳島県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の表徳島県徳島名西警察署の部国府町府中交番の項を次のように改める。

国府町府中交番	徳島市国府町府中13番地の1	徳島市のうち 国府町
---------	----------------	---------------

第2条の表徳島県徳島名西警察署の部国府町芝原駐在所の項、同表徳島県鳴門警察署の部鳴門検問所の項及び同表徳島県阿南警察署の部福井町駐在所の項を削り、同部橘町駐在所の項を次のように改める。

橘交番	阿南市橘町幸野23番地3	阿南市のうち 福井町 橘町 津乃峰町 大瀨町
-----	--------------	---------------------------

第2条の表徳島県阿南警察署の部津乃峰町駐在所の項を削り、同表徳島県三好警察署の部東祖谷京上駐在所の項を次のように改める。

東祖谷駐在所	三好市東祖谷新居屋73番地	三好市のうち 東祖谷のうち 阿佐 大枝 大西 小川 奥ノ井 落合の一部 檜尾 釜ヶ谷 京上 九鬼 久保 栗枝渡 古味 下瀬 菅生 釣井 中上 新居屋 西山 林 麦生土 元井 若林 和田
--------	---------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------

第2条の表徳島県三好警察署の部東祖谷落合駐在所の項を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。